

### 処理施設の敷地の位置

名 称	敷地の位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 曙建設 株式会社 代表取締役 蕪木 啓助	市川市上妙典 1613 番 3、 1614 番 14、1617 番 1、 1617 番 5	1626.28 m <sup>2</sup>	工業地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、京葉線二俣新町駅から南西に約1.3キロメートルの位置にあり、工業地域に指定されている。主要な搬出入路は、新設する幅員6mの開発道路から市道0112号及び0113号を經由して国道357号であり、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

## 計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力

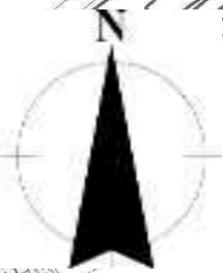
破砕施設 1基

がれき類 317.3t/日

※ 本施設は、江戸川左岸流域下水道江戸川第一終末処理場の整備に伴い、当該用地内の既存破砕施設を本計画地に移転し、がれき類の破砕を行うことから、許可が必要となるもの。

3 建築物 新築 1棟





準工業地域

市街化調整区域

工業地域

首都高速道路湾岸線  
(都市計画道路1・2・1号)

市道0112号  
幅員11.3m

市道0113号  
幅員16.2m

開発道路  
幅員6.0m

計画地

京葉線

工業専用地域

	主要地方道・国道
	市道
	開発道路
	搬入
	搬出

今回の搬出入経路のみ着色

## 第 191 回千葉県都市計画審議会「第 9 号議案」概要

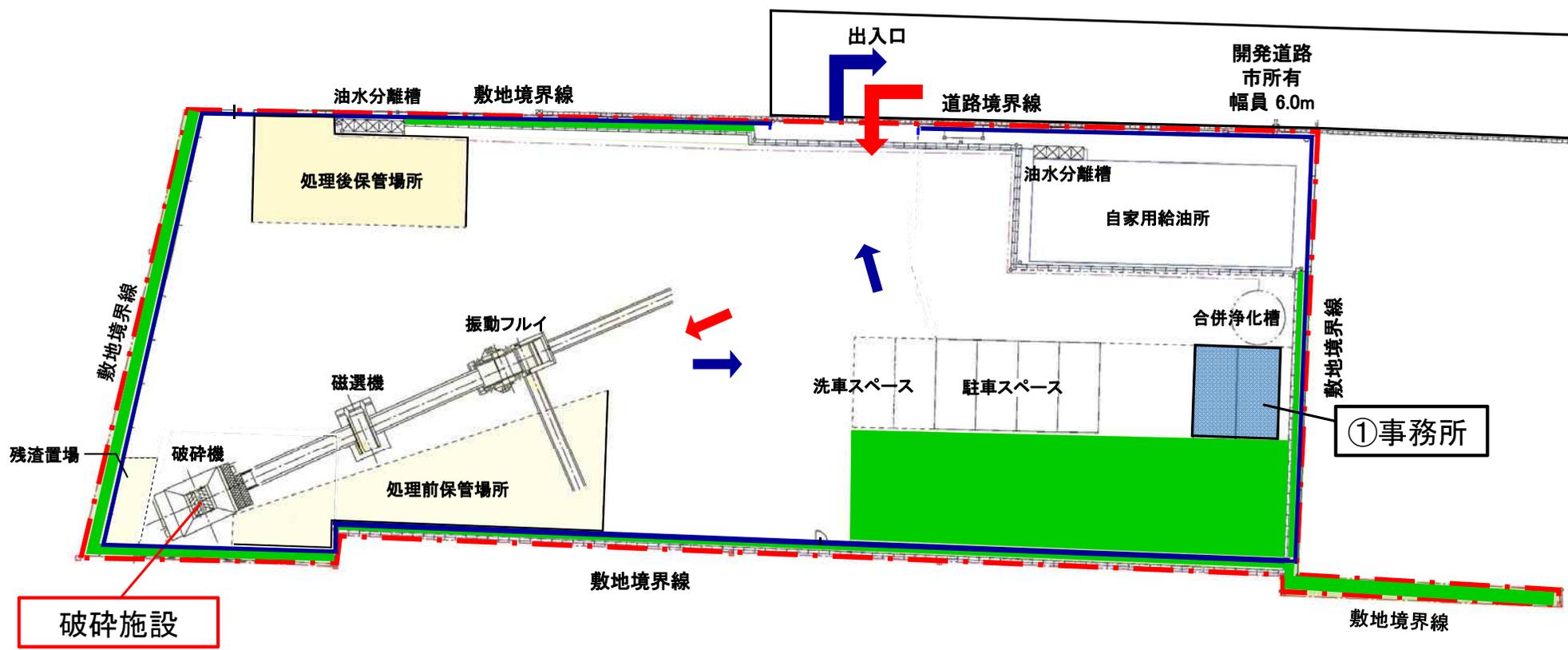
建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設  
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(市川市)について

## 1 施設の概要

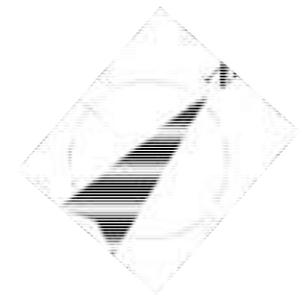
名 称	産業廃棄物処理施設 曙建設株式会社 代表取締役 蕪木 啓助		
敷地面積	1626.28 m <sup>2</sup>	前面道路幅員	6.0m
処理施設	破砕施設 1 基 がれき類 317.3 t / 日		

## 2 審査指標

敷地の位置の適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近傍には、既決定の都市施設（都市計画道路 1・2・1 号、1・2・2 号、3・1・2 号、3・1・3 号、3・2・7 号、市川市第一清掃工場）が存在するが影響を及ぼさない位置である。</li> <li>・ 県及び市の都市計画との齟齬はない。</li> <li>・ 敷地境界から 100m 以内に学校、病院等がない。</li> <li>・ 申請地は都市計画区域内の工業地域であり、至近の住居系用途地域まで約 900m 離れている。</li> </ul>
搬出入計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要な搬出入路は、新設する幅員 6.0m の開発道路であり、車両の通行に支障がない。（搬出入車両は 1 日あたり最大 146 台を予定。）</li> </ul>
施設計画の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。</li> <li>・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、破砕施設が適切に配置している。</li> <li>・ 敷地周囲には、高さ 3.0m 以上の塀を設置している。</li> <li>・ 敷地内に敷地面積の 15% の植栽帯を設けている。</li> </ul>



	敷地の境界線
	許可申請施設
	建築物
	緑地
	塀 H=3000
	搬入
	搬出



## 環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の法令 等の適用の 有無	規制基準と の適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	有	適合	一般粉じん発生施設に該当するため、防じん対策を講じる。(計画地の周囲を塀で囲う、破砕機及び保管場所に散水を実施)		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく特定施設には該当しないため。		
	市川市環境保全 条例	有	適合	一般粉じん発生施設に該当するため、防じん対策を講じる。(計画地の周囲を塀で囲う、破砕機及び保管場所に散水を実施)		
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における測定値 〔施設稼働時間：8時間〕		
				時間帯	規制値	予測値
				昼間 (8～17時)	70dB	68dB
市川市環境保全 条例	有	適合	敷地境界における測定値 〔施設稼働時間：8時間〕			
			時間帯	規制値	予測値	
			昼間 (8～17時)	70dB	68dB	
振 動	振動規制法	有	適合	敷地境界における測定値 〔施設稼働時間：8時間〕		
				時間帯	規制値	予測値
				昼間 (8～17時)	65dB	62dB
市川市環境保全 条例	有	適合	敷地境界における測定値 〔施設稼働時間：8～17時の間〕			
			時間帯	規制値	予測値	
			昼間 (8～17時)	65dB	62dB	
悪 臭	悪臭防止法	有	—	悪臭を発生する廃棄物は取り扱わないため、施設からの悪臭の漏洩については生活環境影響調査項目として選定しない。		
	市川市環境保全 条例	有	—	悪臭を発生する廃棄物は取り扱わないため、施設からの悪臭の漏洩については生活環境影響調査項目として選定しない。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法に基づく特定施設に該当しないため。		
	市川市環境保全 条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例に基づく特定施設に該当しないため。		